



無所属クラブ & 市民元気クラブ通信

連絡先 ●箕面市議会 〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 ●無所属クラブ控え室 Tel&Fax 072-724-6920 <http://www.hcn.zaq.ne.jp/musyozoku-club>
●市民元気クラブ控え室 Tel&Fax 072-724-6703

*この通信は政務調査費(公費)で発行しています。

"市長の英断"を私たちは支持します！ ～個人の権利をまもるために市長を選んだ道～

12月7日箕面市議会本会議での市長の報告より(抜粋)

「私は住基ネットからの離脱を望んでいる市民にまで強要することはプライバシー権を侵害し、憲法13条に違反するというこの高裁判決を重く受け止め、最高裁判決に委ねるのではなく、人権を守る立場の自治体の長として、この判決を確定させることを決めました」

画期的な大阪高裁判決。住基ネット離脱の自由を認める！

11月30日に箕面市を含む5市の住民が各市を相手取って起こした住基ネットの高裁判決は吹田、箕面、守口の3市の住民4人に対し、住民票コードの削除を求めました。プライバシーを守りたいという人の削除を認めた画期的な判決です。2005年5月、金沢地裁ではじめて「住基ネット接続強制は違憲」との判決が出されましたが、今回はさらに踏み込んだ内容となりました。また、去る12月11日に敗訴となった金沢高裁判決でも、プライバシー権の侵害の可能性があることが指摘されています。

市長はなぜ最高裁に上告しなかったのか？

吹田市、守口市はすぐに上告を決めましたが、箕面市の藤沢市長は、判決内容を慎重に検討し、高裁判決を確定させる道を選択しました。その理由は、

- (1)自分の知らないところで自分の情報が利用される(目的外利用)ことへの不安を取り除くのは当然。現状では住基ネットを活用した事務処理が増大し、プライバシー権が侵害される危険性がある。
- (2)「人権宣言」をした人権のまち箕面市にふさわしい判断をした。

以上の勇気ある市長判断を私たちは高く評価し、支持する声明文(裏面参照)を出しました。

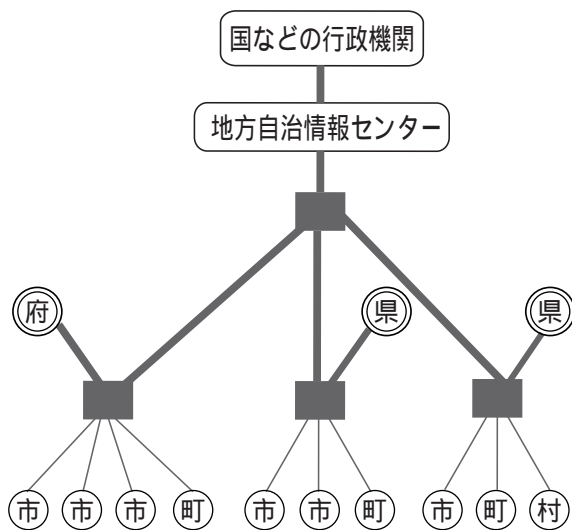
今後の対応は？「専門家による検討会の立ち上げ」

現行の住民基本台帳法では住民票コードをつけることが義務付けられており、削除を想定しないシステム設計になっています。そのため、判決に沿った「原告の住基コードの削除」をおこなうためには法的・技術的な検討が必要となります。

今回、原告一人について削除しますが、その方法と、今後削除や離脱を求める市民に対応するために、問題解決にむけて「検討会を早急に立ち上げる」と市長は明言しました。

住民のプライバシーを侵害する危険性をなくすために、英知を結集してこの作業に入るべきであり、箕面市民の安心して生きる権利を尊重する立場を貫いてほしいと思います。

< 住基ネット(住民基本台帳ネットワークシステム)とは? >



すべての国民の住民票に11ケタの番号をつけ、住所、氏名、生年月日、性別などの本人確認情報を全国の自治体が共同の専用回線をつなぎ、コンピューターで一元管理するシステム。2002年8月に導入されました。

行政事務の効率化、住民サービスの向上を図ることをうたい文句に、電子政府・電子自治体をめざすために必要なシステムだと言われていますが、すべての日本国民に11ケタの番号をつけることについて、将来的に個人情報が集積し、国民総背番号制につながるとして、多くの反対があり、現在も全国で様々な訴訟(17件)が起こされています。

< 住基ネットの経過 >

- 1999年 8月 改正住民基本台帳法成立(付帯決議として個人情報保護法をつくる)
- 2002年 8月 第1次稼働 住民票コード通知はがき返却運動が全国的に展開された
- 2003年 5月 個人情報保護法成立
- 2003年 8月 第2次稼働 住基カード導入
- 2003年12月 法改正により、利用事務が一挙に93件から265件に拡大(06年5月現在293件)
- 2005年 5月 金沢地方裁判所 違憲判決
- 2006年11月 大阪高等裁判所 違憲判決
- 2006年12月 名古屋高等裁判所 合憲判決

声 明 文

2006年11月30日、大阪高等裁判所第7民事部は、箕面市・吹田市・守口市に対して、住民基本台帳から控訴人(住民)の住民票コードを削除するよう命じる画期的な判決を言い渡しました。昨年5月、金沢地方裁判所において住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の違憲性が指摘されていますが、今回も憲法13条の自己情報コントロール権を認め、また個々の行政機関が名寄せなどの目的外利用をおこなうことがあり得るとしています。さらに、今回の判決は、目的外利用を監視するシステムがないことなど住基ネットシステムの本質的な欠陥を認めています。

箕面市長はこの判決を受け、12月7日の本会議において「私は住基ネットからの離脱を望んでいる市民にまで強要することはプライバシー権を侵害し、憲法13条に違反するというこの高裁判決を重く受け止め、最高裁判決に委ねるのではなく、人権を守る立場の自治体の長として、この判決を確定させることを決めました」と報告をしました。

私たちはこの判断を高く評価し、上告をせずとした箕面市長の行為を支持するものです。

以上

2006年12月15日

箕面市議会

無所属クラブ

増田京子・牧野直子

市民元気クラブ

前川義人・中西智子・北川照子